

議案第61号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定概要について

1 改正する条例 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

2 改正の概要

令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法の施行に基づき、個人番号通知カードが本年5月25日に廃止される。これにより、個人番号通知カードの再交付を行わないことから個人番号通知カードに係る手数料の徴収に関する記載を削除するなど所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

3 主な改正内容

別表第1備考中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第5中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(19)の項までを1項ずつ繰り上げる。

4 施行期日 公布の日

5 その他

今後のマイナンバーについては、初めて個人番号が付番される出生された方やマイナンバー法施行後、初めて海外から国内転入される方には、個人番号通知カードに代わるものとして個人番号通知書を送付することにより、マイナンバーを通知する。